

# 役員等報酬と費用並びに役員定年に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖救主福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条に定める評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬等について必要な事項並びに定款第19条に定める役員の任期について定年を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 役員とは理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等といふ。
2. 常勤役員とは、役員の業務に関して、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
3. 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
4. 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
5. 費用とは、業務執行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬等は明確に区分するものとする。
6. 役員の定年は80歳とする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

2. 役員等への報酬の年間総額は10,000,000円以内とする。
3. 事業所の職員を兼務する役員は、この規程に定める報酬等を支給しない。
4. 非常勤役員等への報酬は日額として別表1の通り支給する。（別表は手取り額とし、別に源泉徴収を行う。）
5. 役員等に対して退職慰労金を支給することができる。

## (報酬額の決定)

第4条 役員等の報酬等は、別表1並びに別表2のとおりとする。

## (費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に伴い発生する費用を、別表1並びに別表2のとおり支給するものとする。

2. 交通費の実費が費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。
3. 費用弁償は原則、職務の執行にあたった日に現金により支給するものとする。
4. 役員等が出張に要する旅費を役員等及び職員出張旅費規程に基づき支給することができる。

## (報酬等の支給方法)

第6条 役員報酬は、原則金融機関口座への振り込みによって、別表第1定める支払方法に応じて、支払月の25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

2 退職手当については退職日の翌月末に原則金融機関口座への振り込みによって支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(役員の定年)

第8条 役員の定年は満80歳とする。

2. この規程で定年とは満年齢に達した日の翌日(誕生日)をいう。

3. 役員改選決定の理事会開催日に、上記定年年齢に達している者は新たに役員として就任できないものとする。

(改廃)

第9条 この規程を改廃する場合は、評議員会の決議を経なければならない。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1. 役員等の報酬並びに退職手当

役職名	役員報酬		理事会・評議員会等への出席日当	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
理事長	月額35万円以内	月額10万円以内	支給せず	日額5千円
業務執行理事	月額30万円以内	—	支給せず	日額5千円
法人本部長	職員給与規定に準ず	—	支給せず	—
法人事務局長	職員給与規定に準ず	—	支給せず	—
理事	職員給与規定に準ず	—	支給せず	日額5千円
監事	—	—	支給せず	日額5千円
評議員	—	—	支給せず	日額5千円
評議員選任・解任委員	—	—	支給せず	日額5千円
監事監査並びに監督官庁等監査の立会い				日額1万円

注：日当は手取り額(源泉徴収後)

別表2. 役員等の退職手当

役職名	退職手当	
	常勤	非常勤
理事長	東京都社会福祉協議会の従事者 共済関係規程に準じ、契約者分 相当額	6年以上在籍者5万円
業務執行理事		—
法人本部長	現役者は職員の退職	—
法人事務局長	規定による。定年退 職後は上記に準ず。	—
理事	6年以上在籍者5万円以内	
監事	—	6年以上在籍者5万円以内
評議員	—	—
評議員選任・解任委員	—	—